

大阪広域環境施設組合規則第16号

職員の休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の休暇に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等) [1・2 略] <u>3 令和4年度における第4条第1項第19号の規定の適用については、同号中「9月30日」とあるのは「10月31日」とする。</u></p>	<p>附 則 (施行期日等) [1・2 同左] [新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 <u>2 令和4年度における第11条第1項第19号の規定の適用については、同号中「9月30日」とあるのは「10月31日」とする。</u></p>	<p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 [新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線</p>	

は注記である。

(大阪広域環境施設組合職員就業規則の一部改正)

第3条 大阪広域環境施設組合職員就業規則(平成27年規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 [略] (経過措置) 2 [略] <u>(令和4年度における特別休暇の特例)</u> <u>3 令和4年度における第12条第1項第19号</u> <u>の規定の適用については、同号中「9月30</u> <u>日」とあるのは「10月31日」とする。</u>	附 則 1 [同左] 2 [同左] [新設]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び大阪広域環境施設組合職員就業規則の各規定は、令和4年9月30日から適用する。
- この規則の施行の前日に使用された次の各号に掲げる特別休暇は、当該各号に定める特別休暇として使用されたものとみなす。
  - 職員の休暇に関する規則第4条第1項第19号の規定による特別休暇 第1条の規定による改正後の同規則附則第3項の規定により読み替えられた同号の規定による特別休暇
  - 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第19号の規定による特別休暇 第2条の規定による改正後の同規則附則第2項の規定により読み替えられた同号の規定による特別休暇
  - 大阪広域環境施設組合職員就業規則第12条第1項第19号の規定による特別休暇 第3条の規定による改正後の同規則附則第3項の規定により読み替えられた同号の規定による特別休暇